



この「安全な交通を確保するための施設」の中にそれは考えております。こうしたことでございましてから、私いたしましても、お話しのとおり、これはぜひ考えなきいかぬことであって、その点につきましては、今後お話しのよう方針で指導することにいたしたいと思います。

なお、この際つけ加えて申し上げておきたいと思いますことは、今回の改正によりまして、私として最も考慮いたさなければなりませんことは、従来の道路の維持管理費の問題でございまが、これを従来は御承知のようなことになつておりますし、その補助の付

象に実はなっているところと、なってないところがあることは、適當でございません。なぜ一體補助の対象にしているものとしていないものがあるかといふことを調べてみますと、大藏当局

としては、たとえは側溝の掃除をするとか、非常に経費がわざかなものであって、一々これを取り上げて補助の対象ににくいものが維持管理費の中には多いから、そこで、それらのものについては、交付税で別に見るからそのほうは要らぬじゃないかというのが、従来の大蔵当局の意見だそうであります。そこで、衆議院の御審議の段階におきまして、附帯決議がついておりますように、私としましては、今後大蔵当局に、具体的にこの問題に触れて、ただいまお話しの安全灯をつけるというようなことにつきましても、維持管理費において考えなければならぬ問題でござります。したがって、具体的に維持管理費の中で、これらのものについて、当然維持管理費として補助の対象にするものを拾い上げまして、こ

それらについては当然二分の一、もしくは三分の二にいたしますか、補助的对象にするということに、次の機会に私どもは大蔵当局と話をまとめて、そうしていまお話しのような点については積極的に指導をしてまいりたい。お話しのようすは、たくさん江ノ島海岸等にもつけております。私はああいうわけにはなかなかいきがねると思ひますけれども、必要な交通の安全を確保する場所においては、ぜひそれを設置するといふことに、お話しのように取り進めていきたいと考えます。

○田中一君 まあ今期も短いのでありますから、私はここで希望するところは、第十号に、横断歩道橋、さく、照明灯その他安全な交通を確保するための施設というように、法律の改正をしたいのです。修正をしたいのです。これはいま大臣からお話しのように、大蔵当局の認識の不足、ことに今日の社会ではその認識不足はもう当然に吹っ飛んでいるはずなんです。今日の交通地獄を見、また災害を見、交通事故を見た場合には、当然これを取り上げて、不可欠条件としての条件に確立しなければならぬのです。私は、ここに照明天という修正をしたいのです。これは与党の諸君はどういうお考えを持っていますかしらぬけれども、時間があれば、そうしたいのであります。この点は、いまの大蔵当局が云々なんていう程度のことじや、私は納得できません。

そこで、これに関連して、もう一つの問題があります。これはむろん、これらの施設に対する行政上の扱い方は、おそらく補助ということにならう

れらについては当然二分の一、もしくは三分の二にいたしますか、補助の対象にするということに、次の機会に私たちは大蔵当局と話をまとめて、そうしていまお話しのような点については積極的に指導をしてまいりたい。お話しのように、いま神奈川県のような富裕層は、たくさん江ノ島海岸等にもつけております。私はああいうわけにはなかなかいきかねると思いますけれども、必要な交通の安全を確保する場所においては、ぜひそれを設置するといふことに、お話しのように取り進めていきたいと考えます。

○田中一君 まあ会期も短いのでありますから、私はここで希望するところは、第十号に、横断歩道橋、さく、昭明灯その他安全な交通を確保するための施設というように、法律の改正をしたいのです。修正をしたいのです。こ

と思ひますが、何といつても重大な域社会の生命を脅かす問題でありますから、喜んで地方行政がつくると云うのですが、電力の問題です。電力が高過ぎるのじゃないかという気持ちであります。ことにこれは専用電灯的になりますて、昼間工場等で使ふ電力が休んでいる際に一番多く使うものが違っております。ことにこれは専用電灯でありますから、いわゆる電力が、水が余れば放水しております。電力は捨てております。これらの現状から話を、これは九電力会社が相談すれば簡単でございます。また、政治指導すれば簡単でございますから、これらの電力の料金を下げをするというようの方途も考えていただきたいと思うのです。それが照明灯の建設が不可欠な条件と同時に、これに見合う国の補助制度と同時に、電力のほうで、これらの公共施設に対する電力の料金の軽減と申しますか、これをひとつお約束願えれば、修正案は一応次の機会に譲りきとしても差しつかえございませんが、ひとつ大臣の強い見解を伺いたいと思います。

に使つたかわからぬ、こまなも、だといふようなことが大蔵当局の言分ですから、そうでなしに、私の方から積極的に、これのものについては、道路の施設として維持管理の象として補助するということにしておきますという答弁を先ほど申し上げましたのであります。ただいまお話しになりましたように、そういうわけでございますから、交通の安全を確保するために電灯をつけるということは、法の改正をいたしませんでも、いま申上げたような次第でござりますから、絶対その方針で行政指導をするといふことは、私は賛成でございます。

なお、電力料金のことにつきましては、私がここでお約束はいたしかねすけれども、いまお話しのとおりだ私も考えますから、ぜひそれは通産大臣を通じて、その要求を強くいたすということを申し上げておきたい、思います。

○小柳勇君 いまの安全灯に関連いしまして、ガード・レールの整備などこれは書いてある——法が施行されらすぐやるよう書いてありますが、この間もバスがかけの下に落ちて事事が起つて問題になつていますが、あいうのが相当あるわけですね、観光地帯に。山奥の大曲り小曲りがたくさんある山道の国道でやるのは当然でしょけれども、行政指導などによつまして、国道以外の危険な山道の道路などには、強制的にこのガード・レールをつけるという必要があると思うのですが、その点についてどうあぶるをお考ですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ガード・レールを、今回の改正案によりますと、はつきり「さく」ということばであります。それで、私どもいたしましては、それについて、どういふに考えておられますか。  
○小柳君 そこで、田中さんの質問にも出るかもわかりませんが、指定基準の——こまかくまだ勉強しておらぬのでわからぬのですが、たとえば観光ルートなど重要な都市とか、あるいは重要な国道の連絡していない主として観光線ですね、そういうものはこれは

の何%が入るというようなことがき  
まっていますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 観光  
ルートというものは、実はまだはつきりしておりませんが、観光的なことは

○小柳勇君　車のほうが急速度に大型になりまして、道路のほうが追つかない。これは皆さんもうしょっちゅうそういう場面にぶち当たるんですけれどもね。今まで一級・二級国道のあるところはまあまあですけれども、非常に危険な山道などが観光ルートになつて大型バスが動いているんですね。そういうものもでき得ればこの指定基準の中に具体的に書いて、積極的に一般国道にすべきだと思うんですがね。これから日本の立場、国際観光の立場を考えまして、そういう問題について積極的にこの法案の中に考えられておりますか。あるいは行政指導の中にありますか。

でなるべくやつてもらつたほうがいいのではないか。民間でやらないで、このごろは府県が非常にそれに熱意を持つております。これらにつきましては、総貫道路の大仕事をかかえております。それから、さらに横断道路もつくらなければならぬ。そういうた仕事は、何さまさまでありますので、お話しの点につきましては、決して私は金がなかなか十分回りませんのと、しかも、これは一刻も早いほうがよろしいというふうに考えますので、お話しの点につきましては、決して私は観光ルートを軽視するわけではございませんけれども、大体観光ルートの場合には、その付近まで、もしくはその最寄りまでは道路が行っておるわけでもござりますから、そういう場合にはひとつ、なるべく民間もしくは府県でやってもらいたい。それに協力態勢をとつていただきたい、こう思つておるわけです。たまたま、いま、十月でしたか、開通いたしまする阿蘇の、九州の横断道路、こういう長距離でしかも大きなものにつきましては、道路公団でやられることを私は賛成いたしましたし、奨励いたしますけれども、最近は観光道路が非常に要請されておりますが、こういうものについては、いま申し上げましたような順序でいきたいと、こう思つております。

のところには、從来からありますけれども、もう落石があった場合には、それに車が乗り上げようものなら必ず事故が起きるのです。したがつて、道路公団の有料道路、この有料道路は、絶対に必要なところに対しは——ほんとうなら全線です。箱根のようなところは原則として全線という形で、間隔は長くしてもかまわないけれども、必ず照明灯はつけるというような原則と同じように確立してほしいのです、単なる一般国道のみならず。道路公団はことに料金を取っている、金を取つているのです。そのため料金が上がるというようなことはない私はおそらくないとと思うのです。もちろん国民の税金で行なつてあるものが多すぎますと、いうことに方針をきめていたのですが、道路公団の場合には、償還年限が延びてもそれだけの施設は必ずするといふことに方針をきめていたのですが、この点はどうですか。これは大臣から伺います。

す。ただ御承知のように、いまの二級国道は府県知事の所管でございまして、工事の施行体制並びに職員の配置が、すべてそういうふうになつておりますので、建設省側といたしましても、それは直ちに受け入れ態勢等も同時にできてはおりませんので、したがいまして、なるべく円滑にこの管理の移行ができるようにする、こういう趣旨で考えております。できるだけ早くと考えておりますが、その辺の時間が、四年になるか五年になるか、まだはつきりいたしませんが、また、各都道府県側と協議いたしまして、なるべくすみにやかに、こういう趣旨で考えております。

田中一君 さうに……。  
政府委員(尾之内由紀夫君) さらに  
す。  
田中一君 いろいろ建設省の労働組  
でも、首になるのではないかという  
配をだいぶ持っている人が、善良な  
員におるわけですが、こういう新し  
職場ができれば、これに対する配置  
換も行なわれると思いますから、し  
くいと思うのですが、その一点、  
がけていただきたいと思うのです。  
そこで今後、道路審議会の持つ役割  
はどういうものになるか、そうして  
体二十五名を三十五名だったか  
……  
政府委員(尾之内由紀夫君) 二十名  
二十五名です。  
田中一君 五名ふやすのですね、二  
名を二十五名に。そこで、これはど  
う方を五名補充しようとするの  
。それから今後道路審議会の役割り  
どうしたことになさろうとするの  
。

ございますので、そういう趣旨で補充したい。しかし、まだ具体的には、どういう方面の方をふやすかということにつきましては、未定でございます。

○田中一君 大臣、ひとつどういう人を選ぼうとするのか。むろんどういう人が足りないからどういう人を選ぶと

國務大臣（河野一郎君）　御承知のよ  
う構想はなくてはならないと思いま  
す、五名増すということになります  
と。

うに、国道として扱いまして、全国に及びますので、地方の意思を十分反映できる人を加えなければいかぬという

○田中一君 そうすると、今度直轄に  
ような点に、私としては重点を置いて  
選びたいと考えております。

なろうとするかつての二級国道の実態を詳しく把握している人たち、たとえば、プロック別にするならば、九州か

ら一人とか、北海道から一人とかとい  
うような形で選ぶのですか、対象にな  
るものは大体そんなものですか。それ

とも学者を選ぼうとするのか、あるいはまた、いつもたくさんおる天下り官僚ですか、天下りか天上がりかしらぬ

けれども、官僚の古手から選ぶのか、  
その点ひとつお聞きしたい。

むろんその一つの要件であるわけです。さらにまた産業開発という面からも考える必要があるだろうと思いま

うな、少しだけ、お話しして貰いたいと思ひます。また、これを利用しておられる利害関係者の側からも選ぶ必要があるのでないかというので、いまお話しのとおり、学者とか役所の古い人とかいうような人に、という私は考えを持つておりません。

○田中一君 都道府県道が将来国道に編入されようという時代は、現在の二級国道が完全に一般国道として完成と いうか、溶け込んで後において考慮さるべきであると思ひますけれども、しかし、都道府県道の中にも、主要道路として国道に準ずるようなものもあるかと思います。これらのものに対する実態からくるところの国道に編入しようという考え方等はありませんか。

○國務大臣(河野一郎君) それは、当然私はそうしなければならぬと思つております。

○田中一君 その場合に、道路審議会にかけて審議を願うということになるのでしようかね。

○國務大臣(河野一郎君) きょうでござります。

○田中一君 まあ從来とも、道路審議会といふものは、一級・二級等の道路の指定、あるいは昇格等の場合に活動しているのが主でありましたが、今後交通面、——今度出ました「安全な交通を確保するため」に云々ということです、それらの経験者というか学者等もこれは入れようとするならば、これはもつと、二十五人どころではない、三十人ぐらいい入れたほうがいいのではないかとう氣持つもするわけです。その点はどうですか。二十五名に限つたというのはどういう理由ですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) まあ御指摘のように、もつと多いほうがいいという考え方もあつたのでござりますが、これは事務的にやはり政府関係当局と相談いたしてまいりました結果、この辺の数字ということになつたのでありますて、二十五人で十分であるといふことは、私ども思ひません。

○田中一君 道路審議会の委員に対する  
る処遇はどうなつていましたかな。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 他の審議会と同様に無給でござります。  
○田中一君 無給……給料はないけ

れども、審議会があつた場合には、一  
回幾らだかしらぬけれども、三千円か  
五千円は、あるいは一万円かしらぬけ  
ども、宣傳費は、四百二十円で、出

車馬料とか曰<sup>ヒル</sup>としき形で出  
しているはずでしよう、どの審議会も  
みなそうですよ。

議会手当は、他の審議会でも出しておられますけれども、一回当たり、会長三千円、委員一千五百円だと思います。

○田中一君 それは非常に安いですね。たしか鉄道でしたか、一万何千円か、けつこう払うはずですよ。他の審

議会と同様にというのは、その審議会の委員手当というのですか、そういうもの、ちょっとあらわしてみてください

い。安いと思う。昔から、国会に無理やりに参考人を呼ぶ場合には、一番安いのでいまでも笑われておりますが、

大事な講義を打つちやつて講義一時間  
やれば何千円かもらえるやつを、それ  
を打つちやつて、もらわないで、こつ

ちへ来て三分の一ぐらいしかもらえない。それは名譽と思つて来ているのでしょうけれども、それはあまりに安

い、もともと名譽と考えている人もあ  
るかもしれませんけれども。これはひ  
とつほかの審議会と同じような待遇を  
しなければ、ふたたび立派な博士。ま

しなければならないかとと思うのです。大臣が諮問する機関の各委員の手当は、みな同じですか、厚薄があるでしょ。

○政府委員(尾之内由紀夫君)はつきり調べまして、御返事いたしますけれ

ども、建設省関係のは、大体大蔵省と毎年やつて、行政部費で審議会手当といふものを積算いたしておりますから、大体同じであると考えております。○田中一君 道路譲与税は、二級国道が国の直轄になると、向こうにその分だけいかなくなりますね。それはどのくらい減りますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) この問題につきましては、先ほど要綱の第六項で、都道府県知事に、当分の間、改築をやらせる、こういうことになつておりますので、さしあたり四十年度にどの程度国が直轄でやるか、これは事業量と関連してくると思います。他のものは従来どおり都道府県知事にやらせますので、逐次その量が変わつてくるかと思いますが、来年はまだ事業規模といふものをきめておりませんので、まだ積算いたしておりません。

○田中一君 結局直轄になるのでしょう。直轄になつた暁にはどうなるかということを伺いたいのです。それと補助金とを相殺してみて、どのくらい地方政府公共団体のほうが財政的な余裕ができるか、金が余るかという点を伺つておきたいと思うのです。どのくらいか、全部ですね、これはパーセンテージでいいですよ。

○政府委員(尾之内由紀夫君) ちょっと、ただいまの私のお答え、少し違つておつたかと思いますけれども、譲与税は、揮発油税に対ししてある割合のものでございますから、今度二級国道が直轄になりますても、それによつて譲与税の率が下がるというものでございません。ですから、一般的に各地方公団体の財源として配分される、こう

いう性質のものであろうと思ひます。したがつて、全部、都道府県知事がります二級国道はもちろんでございすが、他の都道府県道の財源として当されると、こういふうに考へてあります。

○田中一君 いや、そうじゃない。 しよう。道路譲与税は、自分でやる。 その府県の管理を負担する方に見合った税の配分ということになつてゐるはずですがね。何もつかみ取りでやるわけじゃないですよ。だから減るわけですね。 管理部分が減れば減るほど譲与税も減るのじゃないですか。 そうすると、譲与税そのものが今度余つてくることになるのじゃないですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 総額としてはガソリンに対する一定の税率でかゝるもののが配分されますから、総額としては変わりません。お話しのよくな点は、都道府県に配付されるときに、都道府県ごとの割合が変わることとはあり得るかもしませんが、総額としては変わることはないし、思ひます。

○田中一君 総額としては変わることはありませんといったところが、道路管理費として地方に余裕を持たせようというところに発生したのが、地方譲与税のはずなんです。負担を軽減しようというところに出発したと申します。 地方に分け前をよこせといふことで。だから、その分だけは地方議と税が減額される、率が。その総額は変わらぬ、ということではなくして、これだけ国が直轄することになったのだから、いままでは何十億でしたか、何百億でありましたか、その分だけが減額されるということになるのぢやありません。

いかと思ひます。それはどのくらいになるかと伺つてゐるのです。これは、税のことは私は知らぬと言つてしまえばそれっきりになるのですが、これは知つてゐるわけでしょう。これは地方行政が関係しているでしょう。自治省がやつておるでしょ。自治省に聞いてみてください。國の直轄になりましても、いままでの率は必ず地方に渡します、と言つたら、それでいいのです。おそらく減額されるんぢやないかと思うのです。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 譲与税——いま地方道路税といつておりませんけれども、譲与税ができました。当時の考え方方はそうであつたと思いますが、実際には、國と地方との財源を適当に負担するように、ガソリン税は國へ、地方道路税は地方へ、こういうことになつております。しかし、いま大臣から御注意を受けたのであります。が、今回、國道が一般國道になりますても、國と地方との財源負担は從来と同じよう、改革につきましては四分の三ということになつておりますので、依然として四分の一は地方の負担といふことになつております。そのことから地方の負担が減るということには制度上にはならないと思います。

○田中一君 河野さん、あなたの國務大臣として自治大臣のかわりに答弁しようということですか。私は、いまでもちよつとでも理不尽な、理不尽な、情勢が変われば、余分に払つたものはちょん切つて取り返す、また、やるということを、税制の問題ではいままでしていると思うのです。また、ガソリン税を負担するほうの側から、直轄というなら地方に渡すのは

おかしいぢやないかという意見も生まれるかもわからぬ。その点が、大臣が、そういうことにならうともいままでの配分は絶対確保いたすようにいたします、といふくらいの返事が出れば、これは私は信頼いたしますが、しかし、これは自治大臣の問題ですからね。

○國務大臣(河野一郎君) いま道路局長から申し上げましたのは、理論を申し上げております。日本の道路全体を管理して改修、整備していくということにに対する税の負担は、それは国が管轄しようが地方が管轄しようが、国が出すのが三分の二、地方が出すのが三分の一、したがつて、それに見合つて、これを所管する建設大臣としてどう取り上げて、地方にもそれを分けておるということをございますから、道路の費用が国全体に対して減つてしまりますと、これは別だと思いますけれども、むしろ積極的にこれからやってもらわなければ、地方が負担に耐えられないということに私はなると思います。私といたしましても、かねて申し上げておりますとおりに、道路に対する全額投資は、急速にできるだけしていきたいと、こう考えておりますので、地方の財源を圧迫するようなことで、十分考えなければならない、こう思つておりますので、お話しの点につきましては、十分注意いたしました。そういうことのないようにいたしたいと思ひます。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員長(安田敏雄君) 〔速記中止〕

○國務大臣（河野一郎君）前段の御質問に対しても最初にお答えいたしました。私は建設大臣に就任いたしましてから、就任以前にいろいろ承っておりました経緯等にかんがみまして、最も慎重に行なう必要があるという意味合いか、たびたび、もし私がお目にかかる機会があればお目にかかるという申し入れもいたしました。また、現地に近い諸君を通じて先方の御意思もいろいろ聞いてます方法もとりました。しかし、されど、会おうと申し入れましてもなかなか実現いたしませんで、だんだん時日が経過するのみございまして、解決の方向に向かいませんでした。最後に私は、本問題を本質的に考えまして、非常に山を愛する人だし、自分の持つておる山林が水没することは非常に残念だということを言うておられるということとも聞きまして、それならばひとつ宮崎県方面に相當に国有林で美林があるはずだから、そういうものと交換したらどうだろうかということを考えまして、もしそういうことが交換の方法によって解決がつくならば、他の国有林と交換していくだけにはいかぬだろうか、そういう御意思があるなら具体的に自分も農林当局にも話をし、その方途を講じてみると、考えてみるが、どうだろうかという申し入れもいたしました。ところが、いずれもこれらは受け入れていただくことができませんで、ついに今回の処置をとらなければならぬことに相なりました。判決がありましてからも、にわかにこれを実行するということは必ずしも適当でないと考えまして、たまたま御承知のように、別府に私が参る予定をしておりましたので、最後に自分は

別府に参りまして、御承知のよう、木下大分県知事は相當に真相を、もしくはその立場から一つの見解を持っておられるんじやないかというようなことを考えまして、細部は木下君に会つてよく意見を聞いてみると、ということで、ひそかにその時期を待つております。そうして私は別府に参りました、木下知事から前後的事情、もしくは木下知事のこれに対する見解等をつぶさに拝聴いたしました。たまたま室原君のごく近しい人がそこにおられましたので、この人からも最近の室原君の実情等についても詳細承りました。私の意向も流してございましたから、私が大分に来たならば当然質問をするだろうと思って私が参りまする数日前から、それは室原君と遠縁關係に当たっているので、面会を申し込んだけれども、面会すら拒否されてできないという事情がありましたので、これ以上当局がいたずらに解決を遷延することは、御承知のように十数人あるいは三十数人の人たちの、それらの同意をした諸君の気持ちを動搖させていたずらに事態を悪化させるだけである、したがつて、すみやかに問題の解決をはかることがとるべき手段であるということを、一様に別府で私は地元に incontri 諸君の意見を聞きました。もちろん木下知事も、いま私が申し上げましたことと同様の御意見でございました。

いでになりましたので、これらの諸君にもお目にかかりまして、それらの事情を承りまして、適当な解決策、もしくはこれに対し考慮する点がござりますならば、御協力いただきたいということをお願いしてお別れをいたしました。そうして約束をした期限を私は遷延してお待ちしておりますたら、これらの方々から、いろいろ骨を折ってみたけれども、もう方法はない、行政上のとるべき措置をお進めになつてけつこうですという御返事をいたしました。こういうふうに私としては一応の手段をすべて私は終わつたつもりでございます。もちろんそこまでこじれる原因は何であったかということになりますと、私には、当時当面の私は責任者でございませんでしたので、その当時のことはつまびらかにいたしませんが、少なくとも私は建設大臣になりました約一年、二年に近いこの間の事情については、ただいま申し上げましたように、最も慎重に、しかも、あらゆる手段を講じて、私は、平和的な解決を意図いたしまして努力いたしたのでござります。いま申し上げましたような結末になりましたのは、まことに遺憾でございますが、やむを得ぬことだと考えております。

は、そうではないのでございまして、現に収用法の適用を受けてこれが問題の解決までに相当の時間が現在ではかかりておりますことは御承知のとおりであります。それだけの時間が、この方法をもって、この手段によりますと相当の時間が、時日が経過いたしますから、それよりも話し合いで、努力によつて問題を解決するほうがよろしいというふうに、それぞれの係の者と申しますか、当事者は考えまして、そして、今日御承知のように、用地取得に非常に時日を遷延をいたしております。この用地取得に時日が遷延いたしましたして、目的達成にこれが非常に障害になつておるということは皆さまが御承知のとおりでございます。それはどこからきておるかと申しますと、この土地収用についてこれを適用いたしますと非常に時間がかかる、それだけ時間がかかるならば、一方話し合いでといふことで、その話し合いのほうが非常に時間がかかるのでござりますから、実際用地を取得して工事にかかるまでに非常に時間がかかる、そして、ごてごてやっておる間に地価が上がる、そういうことで、私は非常に遺憾である、こう考えまして、何とか収用法を適用した場合に、これが短時間に——やむを得ず適用せざるを得なくなつたというときに法律を適用したらば、その法律の結論がなるべくすみやかに出来るようになれば、せつかりなつたという方法があつても、かえつてそれがいま申し上げるよう、それに非常に時間がかかるのでありますから、その時間のかかる道を歩むよりも、話し合いに時間をかけることが今

日の現状になつておる。これが根本的に解決されなければ、公共施設の円滑なる運営は困難であるというふうに考えまして、今回、この改正の趣旨をお願いいたしておるのでござります。

しかし、さればと云つて、最も注意をしなければならないことは、今度はこれはすぐできるのだから、何でもこれにかけてしまえばいいのだというようなことになることを、私はおそれます。これは、これがあるから、努力を一通りしたらば、いけなければこれでやればよろしいのだということにならなければならないと考えまして、すでに私は、衆議院をこの法律が通過いたしました直後におきまして、建設省関係、公団関係、それぞれ用地関係の責任者を招致いたしまして、この法律が施行されるようになつたならば、一番気をつけなければならぬ点はこの点だ、少なくともこれだけの努力をしなければ、この法律を適用してはいかぬという基準を定めまして、これだけの努力をしてなおかつ解決をしないものは適用してやるべきだということを厳に守れというごとの指示もいたしておるわけでございます。

○田中一君 三十六年にできました公用地の取得に関する特別措置法も、私は、公用用地という限定された対象に対する法律であるからこれを認めようとしたのでありますて、今回はそうじやございません。公用用地取得に関

する土地収用という面からくるものならば、まだ許せる範囲のものはございりますけれども、本法の改正といふこの考え方に対しては、どうしても納得できないものを持つておる。建設大臣は一体、土地収用法という法律はだれのためにあるのか、私はちょうど二十六年にこの法律を、当時とすれば大法案です。とうとうとして民主主義といふ思想も曲がりなりにもそれぞれの国民の心に浸透してきたころであります。したがって、この土地収用法といふ本法は、行政官庁の執行権を認めておりますけれども、あらゆる面において私権を擁護するために制定せられた法律であります。むろん、これは憲法上の財産権と公共の福祉という一つの物件に対して反対な見方をしておるのが、今日、憲法の財産権に対する規定でありますけれども、その中で、この収用法は少なくとも財産権を認めようという立場から制定されてきておりまして……

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて  
〔速記中止〕  
○委員長(安田敏雄君) 速記をつけてください。

○小柳勇君 局長、下笠ダムの問題を少し具体的に質問します。

まず第一は、室原さんのあと代替地はまだきまりませんか。今後の生活設計あるいは植林なり、あの土地を離れることになるのに、その話は全然進んでいないわけですね。

○政府委員(町田充君) まだその話は進んでおりません。

○小柳勇君 次は、これから測量を始めてあそこにダムをつくるのですが、つくり始めるとすれば、ダムはいつごろ竣工するのですか。

○政府委員(町田充君) 上流のほうの下笠ダムは、いまのところでは昭和四十一年、下流の松原ダムのほうは昭和四十五年に完成の予定でございます。

○小柳勇君 それから上のほうの、いま調査を始めているのですけれども、いまから調査をやるのだということを書いてあったのだが、どうなんですか。

○小柳勇君 その話をもう少し具体的にお話しくださいませんか。

○政府委員(町田充君) 実は、河川事業のほうは河川局のほうで所管をいたしておおりまして、私のほうはその事業に必要な土地を収用するに値する事業であるかどうかという事業認定の事務の調査は終わっておりますので、計画の細部ですが、さらに実施のための設計をいたしますために、土質の調査、ボーリング調査、そういう実施を前提としての細部の調査に入る、こうしたことかと思います。

○小柳勇君 そうしますと、治水計画としてダムをつくるのですが、四十年——あと二年ですが、二十八年のような水害は百年に一回か六十年に一回かということですが、その竣工については、二年ぐらいというのが一番最短の距離ですね、四十一年。

○政府委員(町田充君) 下笠ダムの完成のためには、スピードをできるだけ早めましても四十一年にならないと完成の見込みがない、こういうことでござります。

○小柳勇君 北九州のほうに工業用水などを取る計画について、先般、これ

から調査だというよな話でしたが、もう少し進んでいるのでしょうか、計画は。

○政府委員(町田充君) 先般、この多目的ダムの法律に基づきます事業計画というものが決定いたしましたので、それで多目的、すなわち農業用水なり工業用水なり、あるいは発電用、これ

に沿うだけの水を供給するかという細部の計画はもうすでにきまっておるわけであります。

○小柳勇君 その話をもう少し具体的にお話しくださいませんか。

○政府委員(町田充君) 実は、河川事業のほうは河川局のほうで所管をいたしておおりまして、私のほうはその事業に必要な土地を収用するに値する事業であるかどうかという事業認定の事務の調査は終わっておりますので、計画の細部ですが、さらに実施のための設計をいたしますために、土質の調査、ボーリング調査、そういう実施を前提としての細部の調査に入る、こうしたことかと思います。

○小柳勇君 いまそこ書類を持っておられるようですが、もう少し、その計画の面でいいですが、実はその下

筌・松原からは水を取らないというこ

とを聞いておるから、水を取るとすれば、もっと下流のほうで総合ダムをつくらなければ北九州に水を取れないとい

う。聞いているもんだから、いまあなたの

お話では下笠・松原からは若干水を取るような話に聞いたものですから。

○政府委員(町田充君) 私手元に持つたってございますので、今後、土地収用法の一般手続あるいは特別措置法の手続、こういうものを援用してまいります場合、十分御指摘のようなPRと申しますか、事業の計画の内容なり、それがどういう効果を持つのだということを、十分御説明をするような努力をするはずでございます。

○小柳勇君 それから、収用手続に入れるかどうかわかりませんが、室原さんは、なおこれから裁判で争うと言ふておりますが、どういうことになりますか。その裁判の争い、それから先はのほうの収用の手続は、これから先はどういうふうになりますか。

○小柳勇君 それで、下笠ダムのダムサイトの地點だけの問題でございます。したがって、今後下笠ダム、松原ダムの建設に伴います工事の実施のためのつけかえ道路の問題、あるいは灌水域に対する、つまり水没する山林なり家屋に対する補償の問題というのは、これらとの問題でございます。

○政府委員(町田充君) 今回一応代執行ということで措置がとられましたのは、いわゆる下笠ダムのダムサイトの地點だけの問題でございます。したがって、今後下笠ダム、松原ダムの建設に伴います工事の実施のためのつけかえ道路の問題、あるいは灌水域に対する、つまり水没する山林なり家屋に対する補償の問題というのは、これらとの問題でございます。

○小柳勇君 そうしますと、その土地収用ということがこれから起つてまいりますが、そういうものも含んで計画が四十一年に完成できるということですか。

○政府委員(町田充君) それまでの間は、十分計画の内容を地元の関係住民に説明をいたしまして協力を求める、こういう措置を事實上とっているわけだと思いますが、特に特定公共事業とくらべて、四十一年には完成する、こういふめどを立てておるわけであります。

○小柳勇君 河野大臣は、さつき宮崎県のほうにあの杉山にかかるようなどころがあるから、腹案としてあるようないふなことになりますと、法律的に、そういう説明会を催して、関係地元住民の協力を得られるようにつとめなければならぬということが特にうな話がありました。そういう代替地

を建設省としても考へてあるのですか。

○政府委員(町田充君) 特にまた具体的には考へておりませんけれども、元来がああいう美林地帯でございますので、水没するところはどこか他に生活の場を求めるということになりますと、やはりこれにかかる山林というふうなことは考えられますので、そういう意味合いで適當な代替地——いま大臣が宮崎県とおっしゃいましたが、私ども具体的に大臣がどこにお考えになつておられるのか伺つておりますけれども、そういう方法も十分考えられるかと思います。

○小柳勇君 これはほかのダムのときも、私決算委員ですいぶんダム見て歩いて問題が出てくるのですが、土地収用の場合の代替地の問題は、ダム建設の場合は、それにかわるのはどこかといふようなことはあらかじめ調査しておかなければ、大臣がかわつたらあとはどうなるかという心配がありますが、全然ございませんか。

○政府委員(町田充君) 候補地と目されておりません。下流の福岡県なり佐賀県の場合は、二十八年災のあの水害を非常にそれでおりますから、待つておるのでは事実です。せっかくくられるならば、馬力をかけてひとつ治水の目的を達成をしていただく、これは最後のは要望でありますからお返事は要りますが、そういうことは今後も起つります。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめてください。

〔午後三時四十二分速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を起こして下さいま議題となつております土地

のほうの松原ダム建設になりますと、室原さんから下のほうにも相当被害があるんでしあう。それから、りっぱな収取法等の一部を改正する法律案につきましては、都合により後刻に回すことにいたします。よろしくうございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いわけですね。だから、宮崎県というのがどういう具体的なものか、私まだ初めて聞いたものですから、聞いてな

いのでけれども、これはほかのダムの建設にも関連しますけれども、少し計画的に調査しておいてもらつて、たゞこの法律で土地を収用するというようだこの法律で土地を収用するというようなことではなく、もう少し話し合つて、こういうところがありますとか、こういう仕事がありますとかというところから出発するのがたまえじやないかと思うんですが、まあそれは仮説に説法で、私が言わぬでも、そういう方向でやつておられると思いませんけれども、あれだけ大きい問題になりまして、下笠ダムの建設ですから、あとできだけスムーズに問題解決できるよう

に、そうして下流の福岡県なり佐賀県の住民は二十八年災のあの水害を非常にそれでおりますから、待つておるのでは事実です。せっかくくられるならば、馬力をかけてひとつ治水の目的を達成をしていただく、これは最後のは要望でありますからお返事は要りますが、そういうことは今後も起つります。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめてください。

〔午後三時四十五分速記開始〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を起こして下さいま議題となつております土地

のほうの松原ダム建設になりますと、室原さんから下のほうにも相当被害があるんでしあう。それから、りっぱな収取法等の一部を改正する法律案につきましては、都合により後刻に回すことにいたします。よろしくうございませんか。

○小柳勇君 室原さんだけでなく、下のほうの松原ダム建設になりますと、室原さんから下のほうにも相当被害があるんでしあう。それから、りっぱな収取法等の一部を改正する法律案につきましては、都合により後刻に回すことにいたします。よろしくうございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田敏雄君) そのように決

定いたします。

○委員長(安田敏雄君) それで宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案者から提案理由の説明を聽取いたします。衆議院議員野田卯一君。

○衆議院議員(野田卯一君) ただいま議題となりました宅地建物取引業法の一部を改正する法律案につきまして、私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

宅地建物取引業法は、御承知のとおり、宅地建物取引業者の登録を実施し、その業務の適正な運営と宅地建物の利用の促進を目的として昭和二十七年に制定されたものであります。その後、営業保証金制度、取引主任者の設置及び宅地建物取引員試験制度の創設等について、所要の改正を行ない今日に至ったのであります。最近、宅地建物の取引が国民生活あるいは産業活動の上でますます重要となり、かつ取引の内容も複雑化しつつある反面、やみ業者のばっこ、業務に対する規制の不備、業者に対する監督取り締まりの不徹底等のため、依頼者その他取引の関係者に多大な迷惑を及ぼし、各種の事故や紛争があとを断たない現状であります。

かくして、今回、かくのごとき状況にかんがみ、依頼者その他取引の関係者の保護をはかる見地から、業者に対する規制と監督をさらに一そく強化し、宅地及び建物の取引の公正を確保

するとともに、業務の適正な運営をはかるため、所要の措置を講ずることとします。

次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施することとしたことであります。すなわち、宅地建物取引業を営もうとする者は、建設大臣または都道府県知事の免許を受けなければならぬこととし、建設大臣または都道府県知事は、その免許の申請前は、都道府県知事は、その免許の申請前に該業者を営むことの適性を認証されやすい等の理由から、試験合格を宅地建物取引員と略称することを廃止するとともに、従来の宅地建物取引員試験を宅地建物取引主任者資格試験と改称し、当該資格試験の受験資格を高等学校卒業程度に引き上げることとしたしました。

第七は、宅地建物取引業を営む信託会社及び信託銀行は、すでに銀行法等による免許を受けておりますので、この法律による免許を受けることを要せず、ただ建設大臣への届け出にて足りることとしたことであります。しかし取引主任者、営業保証金、業務等に関する規定は、適用することとしており

ます。

第五は、監督に関する事項であります。すなわち、建設大臣または都道府県知事は、宅地建物取引業者が法律違反その他一定の事由に該当する場合においては、免許を取り消し、または業務の停止を命ずることができることとするほか、依頼者等に損害を与えるおそれがあるときは、免許を取扱うおそれがあるときはおいては、必要な指示をすることが可能となります。また、建設大臣または都道府県知事は、その免許の申請前に該業者を営むことの適性を認証されやすい等の理由から、試験合格を宅地建物取引員と略称することを廃止するとともに、従来の宅地建物取引員試験を宅地建物取引主任者資格試験と改称し、当該資格試験の受験資格を高等学校卒業程度に引き上げることとしたしました。

第四は、業務の規制に関する事項であります。すなわち、宅地建物業者に對し、報酬の掲示、従業者の証明書の携帶、取引に関する帳簿の備えつけを

第八は、従来この法律の適用がなかった山林原野等の取引についても、建築基準法による用途地域の指定のあった地区内の土地に限り、この法律を適用することとしたことであります。

建設大臣に、この法施行についての部分的な質問をいたしたいと思うので

建物取引業協会又は宅地建物取引業協会連合会という名称を用いてはならないものとすること。」それからその次に、「前五項の規定は、――前項を

すから、混乱があると思うのです。それで、それは行政監督官庁としてどういう立場に論理的に対決をしようかという点はどう考えておりますか。

そのままいいとして、もしさういう  
改変ができるといふようなものにつく  
きましては、この法律の趣旨に従つて  
指導をしてまいりたい、こういつてお  
りであります。

— 5 —

す。

第九は、建設省の付属機関たる宅地審議会に宅地建物取引業に関する重要な事項を調査審議させるため、建設省設置法に所要の改正を加えることとしたしました。

すが、この法律は、免許制度の採用その他相当大規模の改正を内容としております関係上、昭和四十年四月一日から施行することといたしましたが、業者の団体に関する規定は、免許制度が完全に実施される昭和四十二年四月一日から施行することにしております。なお、今回の改正に伴う新しい制度が円滑に実施されるよう、附則において、現に宅地建物取引業者として登録されている者は当該登録の有効期間

満了までは免許を受けないでも引き続  
き業を営むことができる、その他  
営業保証金の供託等について所要の經  
過規定を設けました。

以上がこの法律案の提案の理由及び  
要旨であります、何とぞ慎重御審議  
の上、すみやかに御可決くださるよう  
お願ひいたします。

○委員長(安田敏雄君) ただいま提案

理田の説明を終わりましたか。本件につきまして質疑のある方は、順次御発言をお願いいたします。

○田中一君 この法律案は、自民、社会、民社三者の共同提案でありますから、質疑は主要なる点二、三にとどめますが、提案者に対する質疑の後に、

建設大臣に、この法施行についての部分的な質問をいたしたいと思うのです。

会連合会といふ名称を用いてはならぬ  
いものとすること。」それからその次に、  
「前五項の規定は」——前の項を  
さしてあります、「昭和四十二年四  
月一日から実施するものとし、それま  
での間は、『云々と書いてございまし  
て、この宅地建物取引業協会並びにそ  
の連合会ができるのは昭和四十二年の  
四月一日からでございます。それ以前  
の段階においては、民法上の三十四条  
の規定に基づく公益法人としての宅地

すから、混乱があると思うのです。それで、それは行政監督官厅としてどういう工合に論理的に対決をしようか、いう点はどう考えておりますか。

○政府委員(町田充君) カリにそういう申請がござりますれば、この改正法の趣旨と、いうものを十分説明をいたしまして、かりにこの改正法の施行前においては、法律的に私どもは拒否する権限はないといったましても、十分な政上の指導でそういうまぎらわしい以前の利用なり、そういう種類の団体が

い　と　う　そ　の　ま　ま　で　い　い　と　し　て　も　し　そ　う　い　う　改　変　が　で　き　な　い　とい　う　よ　う　な　も　の　に　つ　く　ま　し　て　は　、　こ　の　法　律　の　趣　旨　に　従　つ　て　指　導　を　し　て　ま　り　い　た　い　、　こ　う　い　う　ふ　り　で　お　り　ま　す。

○田　中　君　現　在　あ　り　ま　す　取　引　員　会　そ　の　も　の　の　実　態　が　、　こ　の　法　施　行　以　前　に　こ　の　名　称　を　使　い　た　い　と　い　う　申　し　出　が　あ　つ　た　場　合　に　は　、　こ　れ　を　許　可　し　ま　す　か　?

○府　政　委　員　(町　田　充　君)　法　律　的　に　拒　否　す　る　理　由　は　ご　ざ　い　ま　せ　ん　が　、　こ　の　法　律　の　趣　旨　を　十　分　説　明　を　いた　しま　し　て　、　で

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

すから、混乱があると思うのです。それで、それは行政監督官庁としてどういう立場に論理的に対決をしようかという点はどう考えておりますか。

そのままいいとして、もしさういう  
改変ができるといふようなものにつく  
きましては、この法律の趣旨に従つて  
指導をしてまいりたい、こういつてお  
りであります。

— 5 —

すから、混乱があると思うのです。それで、それは行政監督官厅としてどういう立場に論理的に対決をしようか。いう点はどう考えておりますか。

○政府委員(町田充君)　かりにそう、う申請がござりますれば、この改正並

法 い そ  
○田中一君 現在あります取引員会そ  
そのままでいいとして、もしさういうう  
改変ができないというようなものにつづ  
と きましては、この法律の趣旨に従つて  
指導をしてまいりたい、こういうつみ  
りであります。

— 8 —

○政府委員(町田充君)　かりにそうう申請がござりますれば、この改正法の趣旨と、いうものを十分説明をいたしまして、かりにこの改正法の施行前における法律は、法律的に私どもは拒否する権限はないといいたしましても、十分行政上の指導でそういうまぎらわしいこれまでの利用なり、そういう種類の団体や設立につきましては、十分行政指導をしてまいりたいと考えております。

○田中一君　連合会は、建設大臣の許可権になつております。地方の各都道府県にありますところの団体は、これまでの都道府県知事の権限になつておりますから、その際には十分に行政指導によつて各都道府県知事の間違いなどを起らぬような通牒をお出しにならなければなりません。

○政府委員(町田充君)　そういう種類の通達も、当然この法律の施行の注意事項として出すことも考えてみたいたいと思います。

○田中一君　現在これをこのものずべきり、並びにこれに似通つた名称を使つておるものがあった場合には、どういう措置をとるつもりですか。

○政府委員(町田充君)　現在この種の名前のあるかどか、私現在認めいたしておりますが、直ちにいきなりこれを改めさせると、ことは、少しく無理かと思ひますけれども、この法律の施行の前に、十分間に合いますようく説明いたしまして、この法律の趣旨に沿う団体に組織ができるものなど、

う と い う そ の ま ま で い い と し て、も し そ う い う 改 变 が で き な い と い う よ う な も の に つ き ま し て は、こ の 法 律 の 趣 旨 に 従 つ て 指 導 を し て ま り い た い、こ う い う つ も り で お り ま す。

○ 田 中 一 君 現 在 あ り ま す 取 引 員 会 そ の も の の 実 態 が、こ の 法 行 使 以 前 に こ の 名 称 を 使 い た い と い う 申 し 出 が あ つ た 場 合 に は、こ こ を 許 可 し ま す か。

○ 政 府 委 員 (町 田 充 君) 法 律 的 に 拒 择 す る 理 由 は、ご ざ い ま せ ん が、こ の 法 律 の 趣 旨 を 十 分 説 明 を いた し ま し て、で き る だ け そ う い う ま ぎ ら わ い 名 前 の 使用、そ う い つ た も の を 自 発 的 に 阻 止 す る よ う に 十 分 行 政 指 導 は い た し た い と 考 え ま す。

○ 田 中 一 君 こ こ は 議 員 提 案 で す か ら、法 律 案 を ま だ 十 分 に 御 理 解 に な つ て お な い と 思 い ま す け れども、現 在 取 引 員 会 と い う 制 度 は こ こ を 廃 止 す る、そ し て 取 引 員 会 そ の も の を 再 編 成 さ せ よ う と い う 趣 旨 で お こ な っ て お な い と 思 い ま す け れども、現 在 取 引 員 会 そ の も の を ま だ 乗 り か え る 準 备 を す る い う よ う な こ と が、確 実 に そ の も の で ある い う こ と が 認 め ら れ た な らば、そ の 使用 は 認 め ま す か ど う か と い う こ と な で す。

○ 衆 議 院 議 員 (野 田 卑 一 君) 関 連 事 項 で す か ら 私 の ほ う か ら——役 所 の ほ う か ら で お わ か り に く い か も し れ ま せ ん から 申 し 上 げ た い と 思 う の で す が、現 在 取 引 員 会 並 び に 連 合 会 が ご ざ い ま す が、法 に よ り ま し て、宅 地 建 物 取 引 業 協 会 が ご ざ い ま す か、四 十 二 年 三 月 三十一 日 ま で は 存 続 す る わ け で ご ざ い ま す が、存 続 の 間 にお き ま し て、定 款 を 変 え る 等 の 方

• 100 •

の内容と同しよがるものに近づけるわけです。ただそのときに問題になりますのは、宅地建物取引業協会並びに連合会といふものは、そのメンバーが全部の改正法に基づきまして免許を受けたものばかりになるわけです。ところが、それはそういう団体はちょっとと引きないだらうと思います——そういうものも入つたものはできましようけれども、全部免許を受けた業者だけのものはできない、こういうわけですから、その辺のところ実際上なかなかむずかしい点が出てくる。同じようにしようなども、全部免許を受けた業者だけのものと思つてもできないことになりはしないか、そうすると免許を受けたものだけで、一部分だけでやるといふようなことにもしなければできないから、技術的に非常にむずかしい問題があるから、行政当局で十分その点は検討なさるべきだ、こう思つております。

なうかと思うのですが、その点はどうですか。その名称は地区取引業協会になるのか、あるいはそれは、たとえば協同組合組織をもつてやっている場合もあるならば、協同組合としての単位で加入できるのかという点について。

○衆議院議員(野田卯一君) この取引業協会のメンバーは、免許を受けた宅地建物取引業者であるということになりますから、そういうう免許を受けた取引業者は、それが個人であっても、法人であっても、協会のメンバーになり得る、こういうふうに解釈をすべきではないかと思います。

○田中一君 いまの野田議員の御答弁で、計画局長、よろしくうございますね。

○政府委員(町田充君) けつこうでございます。

○田中一君 その際に、その名称が地区の取引業協会という名称を使わずに、たとえば練馬区宅地建物取引業協同組合というような名称でもこれは一向差しつかえないのだと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○衆議院議員(野田卯一君) それはこれと違った名称のものは、すなわちこの法律に定めているものではないと思います。別個のものだと思います。ですから、業法に定めるものは、あくまで宅地建物取引業協会あるいは宅地建物取引業協会連合会という名前を使うものと、こう思います。

○田中一君 その際、やはり業協会とその団体を使うのは、都道府県単位にて、その末端の地域の名称は差しつかえない。野田卯一でも田中一でもよろ

○衆議院議員(野田卯一君) そのときには、東京は東京都、あるいは神奈川県という各県とか府は、「一つ」という考え方を持ちますから、東京都宅地建物取引業協会、神奈川県の宅地建物取引業協会といふもの一つでありまして、それ以外のものは、この法律に基づく——新しい案文ですね、これに基つく取引業協会とは考えていないわけです。

○田中一君 いや、そこはこういうことなんです。東京は広いですから、一万人なり二万人なりが、一団体に個人個人で登録するなんということはないかなか困難であるから、地区で共通の利害を中心として団体が設けられる例がたくさんあるんです。たとえば地域でいえば練馬宅地建物取引業協同組合というような、もちろんこの資格を持つた業者が集まっている法人があります。その際、その法人で加入できるのは、いまの答弁にあつたとおりよく了解いたしましたけれども、そういう名称を使っても一向差しつかえないというように理解してよろしいですね。

○衆議院議員(野田卯一君) いまの田中さんの御趣旨は、少しわかりにくいのであります。この法律の予定しているのは、各都道府県に一つずつといふ取引業協会を認めようというわけなんですね。ところで各地域に、たとえば東京都でいえば各区にいろいろな業者が任意団体をおつくりになるという意味なのか、それが本法に基づく取引業協会をおつくりなさる意味なのか、もし、本法に基づく取引業協会をおつくりになるということならば、これは東京都

○田中一君 ですから、それはたとえば東京都宅地建物取引業協会練馬支部というからに前を使う場合がある。その練馬支部というものは何かといふと、地域地域で、たとえば練馬宅地建物取引業協同組合という法人組織に基づいているものもあるわけです。そういう場合には、いかようにも——支部という名称があるならばいかようにも内容は、内容というか名称は何を使つても差しつかえない、こういうふうに理解していいんですね。

○衆議院議員野田卯一君 大いぶ問題がはつきりしてまいりましたが、宅地建物取引業協会は東京都一本であるが、たとえば地域が広いと、たとえば各区ごとに支部を設けるというような場合があり得るということでございまが、支部になりますと、その支部といふものはおそらく法人格はないだろう。東京都本部で一つにまとまつたものは法人格を持っておりますが、支部といふものは法人格を持たないので、事実上の存在じゃないかと、法律的にはどういうふうに考えます。

○田中一君 この法律を適用される団体、直接の団体は、東京都宅地建物取引業協会、そしてその協会が各地域に支部を設ける、その場合には、その支部は当然この法律の制約をそのまま、定款、約款等でそれを徹底させるということになるわけですから、その場合の名称は支部という名称でなくちゃならないのか、あるいは田中一という個人が加入することもできるし、また、

○衆議院議員(野田卯一君) これは、たとえば練馬区なら練馬区におけるところの業者か、あるいは会社である場合もありましょう、あるいは個人である場合もありましょう、それが免許を受けてこの取引を行なうわけです。それが東京都の取引業協会のメンバーになり、そのものが練馬に集まって支部を構成する。その支部が法人格を持つかどうかということは、本法に基づく法人格は持たないだろう。その場合どういう名前をつけていいかということは、この本法の元の取引業協会という名前はこれはほかのものに使わせない。ひとつはつきりしたものにしようという趣旨から申しますと、同じ東京都の取引業協会の支部が別々の違った名前をつけるということは、行政指導としてはそういうことをさせない、統一していく。まぎらわしくないと、ことが必要と思います。

○田中一君 私がこうすることをしつこく伺うのは、実体が存在するから混乱があってはいけないから伺うわけですがけれども、一番すつきりするのは、この法律によつて受けられる資格者というもの、業者というものが、法律によつて規制されるというか、認められる業者が集まつて支部を、東京都宅地建物取引業協会の何々支部をつくることは、これは一向差しつかえないわけです。その支部に加入する単位といふものが、個人の場合と、あるいは業者が任意に練馬宅地建物取引業協会組合といふものをつくっている場合には協同組合としての加盟ができるか。あるいは

全部そうではなくて、そういう協同組合というものは別個の存在であって、これはそれら協同組合の目的をもって任意につくったので、加入する場合には個人個人でございますというようなことになるのか、その点を伺いたいと思つてゐるのです。

まの田中さんのお話では、協同組合がないと思うのです。協同組合が東京都の取引業協会のメンバーであれば、それは当然支部のメンバーになりますけれども、その取引業協会のメンバーになり得るかどうかというの、そういう協同組合を業者としてこれで免許制で免許するかどうかという問題にかかるてくると思う。私は、いまその場合にもかつて法人とか――法人といいましても会社とか個人といふものを考えたのでありますて、協同組合といふものを業者として許可するかどうかということは、検討を要するだろうと思ひます。

○田中一君　もちろん協同組合は、これ  
は宅建業法上の協同組合でなくて任意  
な協同組合法の協同組合であるわけな  
んでして、これを許可するのは、当然  
これは、何も建設省の許可を受けなく  
てもいいわけなんです。そこでそうい  
う点が、たとえば一つの例として、会  
費を払う場合にも協同組合として五十  
名が加盟している、五十名で権利とい  
いますか、資格を持っている業者が集  
まって五十名で協同組合をつくってい  
るという場合に、これはもう当然東京  
都の協会のほうに加入すべき資格は  
持っているわけです。その場合に、協  
同組合という単位でもって加入するの

は一向差しつかえないわけなんです。

個人じゃだめだということになると別にいいわけですから、そういう場合は認めます。それからまた団体で加入していくもの、団体加入のものもいるわけですか。その点をひとつ明確にしておかなきたいといけないと思って伺っているわけですが、これはいままでほかの業法等との関係もありますから、町田君のほうでどういう見解を持つか。また、そろそろいう点は、いま野田提案者が言っていましたように、今後よく話し合ってこの法律を守り得るいい条件のもとに認めるか認めないかをきめるということとなるそれでもけつこうでございます。

後二ヵ年ございます。二ヵ年の経過に照らしまして、政府といたしましては、このままでよろしいか、これを適当に改正して実態に、また一般の都合のいいような点があれば改正をしていくか、いまのお話しの点私は承っておりまして、東京のようなものは必ずしも一つでなければならぬものではない。組合が二つあっても三つあっても差しつかえないじゃないか。とにかく、一千五万からの人間があるのですから、また、仕事を非常に広範に及ぶのですから、これをただ小さな山梨県や島根、鳥取と同じに一団体でなければならぬ必要はない。しかし、まあ一つのはうがいいという業界の要望がある。要するに問題は自主的にうまく運用されるということが一番必要なのであって、それを法律で規制するものがあれば規制して、この取引が円滑に進むよう協力するということに目的があるだろうと思ひますから、その目的に倣致するようには政府としては考えたい。必要があれば、四十二年までに改正をしなければならぬ点があれば、さらに勉強いたしまして改正をお願いすることもあるかも知れませんが、このままでよろしくければこのままでいく、こういうつもりでおります。

後二カ年ござります。二カ年の経過に照らしまして、政府といたしましては、このままでよろしいか、これを適当に改正して実態に、また一般の都合のいいような点があれば改正をしていくか、いまのお話の点私は承っておりまして、東京のようなものは必ずしも一つでなければならぬものではない。組合が二つあっても三つあっても差しつかえないじゃないか。とにかく、いかに小さなものであっても一千五百万からの人間があるのですから、また、仕事を非常に広範に及ぶのですから、これをただ小さな山梨県や島根、鳥取と同じに一団体でなければならぬ必要はない。しかし、まあ一つのはうがいいという業界の要望がある。要するに問題は自主的にうまく運用されるということが一番必要なのであって、それを法律で規制するものがあれば規制して、この取引が円滑に進むよう協力するということに目的があるだろうと思いますから、その目的に貢献するようには政府としては考えたい。必要があれば、四十一年までに改正を

がやりいいのであって、望ましいのは一つである。しかしながら、二つ、三つでなければならぬという条件が出れば、おのずからそれはそういう団体が生まれるあります。うけれども、少なくとも自民、社会、民社三黨の協同提案の精神というものは、一つになるのが望ましいという点にあるのではなかろうかと思いますが、その点を明らかにしていただきたい。

○衆議院議員(野田卯一君) ただいま建設大臣がおっしゃいましたが、三党の共同提案であり、また、そのうしろには業界を健全なものにし、りっぱな建設業に協力しようという趣旨においてできているものですから、その趣旨に従って建設省でもこれをやつていただけるものじやないかというふうに私は期待いたしております。

○國務大臣(河野一郎君) 御意見でござりますけれども、私は、認可を受けた営業する人、すべての人がなるたけ多数の人がこれに加入してりっぱに営業のできるようにするということが最終的目的であります。それを期待するわけであります。その場合に、一つであるために往々にして見られるように、人的構成等がなかなかやかましい。これは間々あることでございます。そういうものを一つにしほらなければならぬ理屈は私はないだろう。したがいまして、今後の推移を見て、実情に照らして考えたいと、こう私は申し上げたのであります。必ずしも多いほうが多いという議論を私は持つておません。しかし、実情に合うようにしてやつていくというゆとりを残して

がやりいいのであって、望ましいのは一つである。しかしながら、二つ、三つでなければならぬという条件が出れば、おのずからそれはそういう団体が生まれるでありますようけれども、少なくとも自民、社会、民社三党の協同提案の精神というものは、一つになるのが望ましいという点にあるのではなかろうかと思いますが、その点を明らかにしていただきたい。

○衆議院議員(野田卯一君)　ただいま建設大臣がおっしゃいましたが、三党の共同提案であり、また、そのうしろには業界を健全なものにし、りっぱな建設業に協力しようという趣旨においてできているものですから、その趣旨に従って建設省でもこれをやつていただけるものじやないかというふうに私は期待いたしております。

○國務大臣(河野一郎君)　御意見でござりますけれども、私は、認可を受けた営業する人、すべての人がなるだけ多数の人がこれに加入してりっぱに営業のできるようになりますということが最も大切であります。そして月替する

○田中一君 それから、直ちに四十一年四月一日から実施しようという宅地建物取引業審議会、これももう明年四月から発足しなければならぬことになります。これにはむろん学識経験者あるいは行政厅の方々もあるいは入るかもしれません。しかしながら、こそこそには当該取引業者の団体の代表は、むろん府県審議会並びに中央審議会に解してよろしくございます。

○衆議院議員(野田卯一君) もう一べん……。

○田中一君 来年の四月一日からよいよ審議会のはうは発足いたします、この法律改正によって。そうすると、都道府県審議会並びに中央審議会――これには、都道府県の区域ごとの審議会と、それから全国的な審議会と二つじきるようになりますが……。

○衆議院議員(野田卯一君) 法律は中止だけ……。前のは変わっているのです。

○田中一君 それじゃ質問を訂正しますが、十六項の「附属機關たる宅地審議会」ですね、これにこの業者の団体の代表を一名入れることは望ましいともに優秀な人を得られれば入れていたくことがいいと思います。

○田中一君 いまの点です。建設省の附属機關たる宅地審議会は、この法施

○田中一君 それから、直ちに四十年四月一日から実施しようという宅地建物取引業審議会、これももう明年四月から発足しなければならぬことになります。これはむろん学識経験者あるいは行政庁の方々もあるいは入るかもしれません。しかしながら、これらには当該取引業者の団体の代表は、むろん府県審議会並びに中央審議会には入る、任命、委嘱をされるものと理解してよろしくどうぞ」と申上げたわけであります。御趣旨は十分体してやるつもりでございます。

○衆議院議員(野田卯一君) もう一ぺん……。

○田中一君 来年の四月一日からいよいよ審議会のはうは発足いたします、この法律改正によって。そうすると、都道府県審議会並びに中央審議会――これには、都道府県の区域ごとの審議会と、それから全国的な審議会と二つじきるようになつておりますが……。

行と同時に、来年の四月一日から発足いたしますから、それに間に合うようになります。現在の有資格者を審議会の委員として何名か入れることが望ましいと思うのですが、それはそういうふうにひとつ取り計らっていただけますか。

○政府委員(町田充君) この調査審議事項に関して十分公正に御意見をいただけるような方々にぜひともこの審議会に参加していただきたいと、こう考えております。

○田中一君 この中に「宅地建物取引業者名簿の……」といろいろな事項が出ておりますが、これらは「建設省令で定める」と、いわゆる省令で定める事項が相当ほかにも行政上の措置として必要であろうと思うのですが、その際には、宅地審議会にもしも相談して——相談してというか、意見を聞いて、事を行なうとするならば、早急に業者代表という者を入れるべきであると私は考えておりますが、その点は、この法律の制定後には、そのような措置をすみやかにとつていただけますか。

○政府委員(町田充君) 宅地審議会に新しい調査事項があふえたわけでございまますから、当然宅地審議会令を改正いたしまして、たとえば委員の数をふやすというようなこともいたさなければなりませんので、この際、十分に検討いたしたいと思います。

この法律に制約を受けている業者と、受けない……、この法律は正規の住宅で登録をして、そうして扱われていて、業者を規制する部分があるのでありますけれども、全然やみで行なつていて、業者がたくさんおります。これらのものに対する行政上の監督、それから多くは、それの人たちが間違いを犯しているわけなんですが、できるならこちたちに対する行政上の監督、それから、あらゆる行政上の監督権が及ぶべきことになりましたから、政府としても、これに加入しない業者を装う業者かが多々、やみの業者に対する取り締まりを強めていただきたいと思うのです。この際、四十年度予算の編成にあたっては、これらを取り締まる予算措置をとつていただきたいと思うのです。で、これに登録するには、三千円の登録料並びに三年ごとの登録更新料を取つてているのですから、そのくらいのことは当然国が扱わねばならぬと思うのです。したがつて、四十年度予算編成にあたつて、これらの要求をしていただけるかどうか伺つておきます。

○衆議院議員（野田卯一君） 提案者としていまの御質問に意見を申し上げておきます。われわれといたしましては、今まで登録制度がございまして、また、営業保証金制度がございます。國家試験の制度がございまして、いるやみ業者がございますが、やみ業者に対する取り締まり、処罰を要望したのであります。が、監督官庁の処罰が嚴重にいつております。手ぬる

い。免許制になりまして、建設大臣が一々免許を与えることになります。その他取り締まりが厳重になつてきましたので、この改正を基礎といたしまして、やみ業者に対し、徹底的に所管官厅として取り締まっていただきたいということをわれわれとしては心から要望しているのであります。

○田中一君 建設大臣、私は、いま野田提案者の意見に全く賛成であります。したがつて、四十年度予算編成になります。あたつては、ただ単に登録料や更新料やを取るばかりでなくして、それらの金を若干でも――若干というか全部なら全部いいですが、それを還元して、そして悪徳業者というか、やみ業者を一掃するような措置をとっていただきたいと思うのですが、ひとつ御答弁をお願いします。

○委員長(安田敏雄君) 速記をとめて、

〔速記中止〕

○委員長(安田敏雄君) 速記を起こして。

実態は、これほどで判定するかといふことなんですね。善意でもってやつたというようにごまかしてしまえば、何らかの謝礼を持つてくるとか、あるいは実費を届けたとかいうようなことが、一々これが犯罪だとすることがで起きるかどうかということは、警察でも困り切つておるわけです。したがつて、結論から申し上げますと、これはきわめて至難だということに終わることになるわけですね。それを善処します、なんということとばだけ言われても、どうなるのだ、これについてひとつはつきりした、迷わせないような、何といいますか、構想をお聞かせ願いたい。

私としても十分督励をして、協力していくのではなければできない、私はこう思います。

○田中一君 最後の希望する事項であります。成規の手続を経て業を営んでいる者の間にも非常なる悪徳が横行しております。これは例をあげれば枚挙にいとまがございません。そこで、今度免許制になりまして、免許になる以上、政府としても良貨であるということを確認して、これに対する許可を与えるべきだと思うのです。したがって、責任は当然でございます。その免許された業者に対する監督権は、今までと違つて倍加されなくちゃならぬと思うのです。したがつて、それだけの確保を要求しているのが今回の法律の改正だと思います。したがつて、それらの免許を受けたところの業者に対しましても、実態を十分に把握して、悪い業者がいたならばどしどし処分するというようなき然たる態度をもつて臨んでいただきたいと思うのです。ただ単にもぐり業者だけではございません。現に登録をしている業者の中にもそれがございますから、その点はひとつ要望いたします。したがつて、それに対する態度も、大臣からひとつ言明していただきたい、こう思うのです。

○國務大臣(河野一郎君) お述べになりました点につきましても、私も同感でございますから、よく注意いたします。

○田中一君 私の質疑はこれで終わります。

○田上松衛君 野田さんに念を押しておきますが、やはり要綱の第七の取引主任ですかの項の第一項ですが、「従前の宅地建物取引員試験と合否した者



(一) 国民の要求にこたえるよう左の建設事業をただちに行なうこと。

(二) バイパスなどの必要箇所の歩道を整備し、設置し、横断歩道の歩道を整備すること。

(三) 多数の国民が日常不斷に使用する県道、市町村道を完全舗装し、整備すること。

(三) 河川のこう水危険箇所をなくすこと。

理由

建設省に働く労働者は、公共事業が真に国民のために行なわれることを要求しており、国民はもとよりこの願いを強く持つてゐる。それにもかかわらず政府は、国民に高物価と重税をもたらす高度経済成長政策にしがみつき、その経済的土台として公共事業を独占本位のものとし、ぼう大な予算を投入しながら、多くの国民にとつては危険な建設事業を強行していることは許されない。長野バイパスが開通して以来、わずかの間に十名以上の人人が尊い生命を犠牲にしており、また全国各地で工事中の事故で多くの尊い人命が奪われている。三井三池、鶴見の事故のように、独占資本の合理化政策のために多くの働く仲間が殺されて行くのをこれ以上だまつて見てはいることはできな

じである。

第三二六六号 昭和三十九年六月十  
七日受理

河川法案等反対に関する請願(三通)

請願者 岐阜県吉城郡神岡町東  
町 井辺政夫外八百七  
十二名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同  
じである。

第三三二一八号 昭和三十九年六月十  
八日受理

公営住宅払下げに関する請願

請願者 東京都小金井市本町五  
ノ二、七一三公営住宅

紹介議員 田上 松衛君

東京都、三多摩郡内にある都市、町村の公営住宅を、その入居者に適正価格で払い下げられたいとの請願。

理由

公営住宅入居後、ほんどの者は十数年ないし数年になり、今日ではそれが定着地として、家屋を修理し環境を整備し、強い愛着心を持つつ安住している。また比較的安値の家賃であつて、入居の恩恵を深く感謝しているが、一般住宅難解決はまだ日も遠いと思われるので、この際政府や都、市町の住宅政策にすこしでも寄与したいと念願するものである。住宅払下げを受けることにより、その代金を新しい公営住宅賃金としていたくことによつて、この念願を達成したい。払下げの方法は価格を適正に決定するとか、年賦払い(十年賦月払いを望む)とする

とか、宅地債券を購入させるとか、種種対策を検討せられたい。また、入居者の意見を求めるために公聴会の開催を希望する。

六月二十五日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は六月十九日)

一、宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆)

第三一四六号 昭和三十九年六月十  
七日受理

河川法案反対等に関する請願(四通)  
請願者 長野県岡谷市小金井川区  
上小井川 小松勝敏外  
一万九百五十二名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第三一四〇号と同



昭和三十九年七月三日印刷

昭和三十九年七月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局